

基安発0805第1号
平成26年8月5日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、労働災害による休業4日以上の死傷者数が平成22年から3年連続で増加という事態となり、労使、関係者が一丸となって対策を講じた結果、平成25年には4年ぶりに前年を下回ることとなりました。

しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じ、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加、休業4日以上の死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加と極めて憂慮すべき事態となっています。

このため、別添のとおり、労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をいたします。貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年、24年と3年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となって対策を講じた結果、平成25年は4年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加となっております。また、休業4日以上之死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や2月の大雪の影響のほか、4月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていることがあると考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にあります。こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成26年8月5日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 土屋 喜久

基安安発0805第1号
平成26年8月5日

建設業労働災害防止協会専務理事
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
建設労務安全研究会理事長
全国建設労働組合総連合中央執行委員長
一般社団法人住宅生産団体連合会会長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」により労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしくお願ひします。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴協会をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上の死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上の死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人(+4.0%)の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人(+28.2%)の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上の死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人(+5.0%)増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人(+7.8%)増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機(トラックなど)が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（+27.9%）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（+200.0%）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかとすることも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底してください。

なお、点検・対策の実施に係る周知啓発用パンフレットを送付しますので、全国建設業労働災害防止大会での配布等及び支部におけるパトロール等の実施に留意してください。

- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底